

4-2
51

新聞発表

發售第一號

昭和二十一年五月二十七日

文部省學校教育局長

山崎	265
----	-----

百公立大長
同大學科長
同高等學校長
同專門學校長
同養正學校長
同養正學校長
同養正學校長
同養正學校長
同養正學校長
同養正學校長

復員軍人の復職又は採用等に関する件

復職の件について聯合取高司令部より別紙寫の通り指令があつたから御承知の上遺漏なく直轄して下さい。向この指令は昨年十月二十五日發車信、同年十月二十七日附發令六號及び本年一月七日附發令一號の趣旨の一部が解除されたものであるが、その復職又は採用については審査を受ける

なればならぬ。該當者は五月七日附で公布された教職員選考審査の訓令に基づいて審査の上推薦されたもの、その審査結果を照らして審査を受けるように取訂下さる。

記

一 教員は職の如何に拘らず凡て審査を受ける。

昨年十月二十七日附發令六號及び本年一月七日附發令一號通牒に依つて授業擔當を留保されてある者及び復員軍人で新に教職につかうとする者、凡て他の一般教員の場合と同様五月七日附の教職員選考審査に関する規定の適用を受け、同日附閣令、文部省令、長官省令、運輸省令第一號別表第二に掲げてある範圍に属する者は當然不適格者として教職につけないこととなる。それ以外の者は選考審査委員會の審査を受け選考の判定があつた場合には授業を擔當することか出来、又新に採用せられることか出来る。

二 教育關係官公吏等で本年五月七日附閣令、文部省令、長官省令、運輸省令第一號別表第三に掲げてある者の者は凡て審査を受ける。

昨年十月二十七日附發第六號及び本年一月七日附發第一號通牒に依つて右職務に従事することを留保されてゐる者、及び復職人員で新に右職務就かるとする者も、凡て一般教育關係官公吏等と同様五月七日附發職格審査に關する規定を受け、同日附發令、文部省令、農林省令、運輸省令第一號別表第二に掲げてゐる範圍に屬する者は當然不適格者と爲て其の職に従事することは出来ないこととなる。それ以外の者は適格審査委員會の審査を受け適格の判定があつた場合にはその職務に従事することが出来、又新に採用されることが出来る。

右法令第一號別表第三に掲げてゐる職以外の教育關係官公吏等は適格審査委員會の審査を受けないが、適格審査に關する法令の趣旨に照し、詮議し差支なき場合に職務に従事することを留保されてゐる者は復職することが出来、又新に採用されることが出来る。

三官公私立學等の級職員の新規採用の場合は一「便宜措置」として本年五月七日附閣令、文部省令、農林省令第一號別表第二の各項に該當しないと思料せられる者に限り取敢へず任用し、任用後其の級職の適格、不適格を審査すれば良い

但し復員軍人については本年五月二十二日附の聯合國政府司令官覺書「復員軍人の級職從事に關する件」により必ず元づ審査を終了したる後でない」と就裁することは出来ない

聯合國軍最高司令官總司令部教令第三五九八(民間情報教育部)

昭和二十一年五月二十二日

日本政府頒發 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

高級參謀部長

陸軍代將 B. M. フイツナ

復員軍人救恤に採用の件

昭和二十一年十月三十日付聯合國軍最高司令官總司令部官民間教育情報部教

令三五九八(復員及教育関係官の調査案外)認可とする件(第一項の

C参照)

三、日本軍隊より復員せる人々は皆、昭和二十一年五月七日に公布された

勅令第三日六十三號に規定された進修基金に資格して認可を得れば、

直ちに復員に就くことが出来るものである。